

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【公開番号】特開2008-90855(P2008-90855A)

【公開日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-015

【出願番号】特願2007-289554(P2007-289554)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 2 6 W

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月2日(2010.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

健康管理費支払い側と加入者との間で健康管理データを通信するコンピュータシステムであって、

健康管理データの記録を格納する1つ以上のレガシー・データベースと通信するように構成される、1つ以上の支払い側コンピュータシステムから操作される中間コンピュータシステムを備え、

前記中間コンピュータシステムは、選択された複数の健康管理データとして、前記1つ以上のレガシー・データベースからの健康管理記録と関連する健康管理データを全てより少量受信するように構成されており、

前記中間コンピュータシステムが受信するようになっている前記複数の健康管理データは、前記複数の選択された健康管理データのそれぞれが別個の欄に表示され、全てが前記1つ以上のレガシー・データベースにまとめて格納されているタイプのものであり、

同一の意味を有する前記健康管理記録と関連する前記複数の選択された健康管理データはいずれも異なるフォーマットで表され、

前記中間コンピュータシステムが受信するようになっている前記複数の選択された健康管理データは、前記支払い側が利用できるように編成されているが、これまで正規化フォーマットにされていなかったタイプであり、

前記正規化フォーマットは、同一の意味を有する健康管理記録と関連する健康管理データが全てこれまでのフォーマッティングに関係なく同一フォーマットで表されるように、1つ以上のソースからの健康管理データを表示するタイプであり、

前記コンピュータシステムは、前記中間コンピュータシステムの一部である、前記複数の選択された健康管理データを前記1つ以上の支払い側コンピュータシステムから受信するように構成されている暫定データベースを備え、

前記1つ以上の健康管理費支払い側コンピュータシステムからの前記複数の選択された健康管理データの前記中間コンピュータでの受信が、前記複数の選択された健康管理データの前記正規化フォーマットへの処理を開始可能にし、

前記コンピュータシステムは、前記暫定データベースとやりとりして、前記複数の選択された健康管理データを前記正規化フォーマットに再構成するように構成されている正規化システムを備え、

前記正規化システムは、前記事前に定義したフォーマットを設定して、前記加入者向けに前記複数の選択された健康管理データの各々をそれぞれの欄にどのように表示するかを前もって定める規則エンジンを備え、

前記1つ以上のレガシー・データベースからの前記選択された健康管理データを含んだ前記欄に対応する前記正規化フォーマットの欄が特定され、

前記正規化フォーマットで前もって定めたように表されていない前記複数の選択された健康管理データは全て、前記健康管理記録の前記複数の選択された健康管理データの全てが前記正規化フォーマットで前もって定めたように表されて、前記同一の意味を有する情報を表す全ての正規化データがいまや前記同一フォーマットで前記意味を表すように正規化されるように再構成され、

前記中間システム上の前記複数の選択された健康管理データが、正規化データで置き換えられ、

前記コンピュータシステムは、前記選択された健康管理データの正規化データへの再構成を追跡するように構成されている監査データベースを備え、

前記中間システムがデータネットワークを通じて前記正規化データを加入者コンピュータシステムへ転送して、前記健康管理費支払い側へ返信するように構成されているコンピュータシステム。

#### 【請求項2】

前記中間コンピュータシステムが、前記支払い側コンピュータシステムからの前記健康管理データの抽出を開始する前記加入者コンピュータシステムからの要求を受信するように構成されている請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項3】

前記加入者コンピュータシステムが、要求に応じてどの健康管理データが抽出および正規化されるかを判断する前記中間コンピュータシステムへ送信される前記要求を送信するように構成されている請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項4】

前記中間コンピュータシステムが、前記複数の健康管理データで無効なものがないかを判断するように構成され、さらに前記無効な健康管理データを正すべく無効データベースへ転送するように構成されている請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項5】

前記加入者コンピュータシステムが前記要求を送信し、前記中間システムが前記正規化データをインターネットを通じて前記加入者コンピュータシステムに送信する請求項3に記載のシステム。

#### 【請求項6】

前記規則エンジンが前記正規化データの使用方法を決定する請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項7】

前記規則エンジンが、前記加入者コンピュータシステムの前記要求に応答するべく前記正規化データを適用する請求項2に記載のシステム。

#### 【請求項8】

前記規則エンジンが、前記加入者コンピュータシステムが前記正規化データを受信する権限を有するか否かを判断する請求項2に記載のシステム。

#### 【請求項9】

医療介護提供者、患者、雇用主、または支払い側である前記加入者コンピュータシステムへの照会の決定を送信することを含む医療検査照会を実行する処理を含んだ医療管理システムをさらに備える請求項1に記載のシステム。

#### 【請求項10】

前記規則エンジンが、要求への応答を決定するべく、所定の指示に従って前記事前に定義したフォーマットに正規化された前記選択された健康管理データ間の関係を定義する請求項1に記載のシステム。

**【請求項 1 1】**

無効な健康管理データは、前記無効な健康管理データは全て使用可能となるように評価される請求項 4 に記載のシステム。

**【請求項 1 2】**

患者コンピュータシステムの前記要求に応答するべく前記正規化データが適用される請求項 2 に記載のシステム。

**【請求項 1 3】**

プロバイダーコンピュータシステムの前記要求に応答するべく、前記規則エンジンが前記正規化データを適用する請求項 2 に記載のシステム。

**【請求項 1 4】**

支払い側コンピュータシステムの要求に応答するべく前記正規化データを利用する請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 1 5】**

前記支払い側コンピュータシステムからの前記複数の選択された健康管理データの抽出の開始を要求するプロバイダーコンピュータシステムをさらに備える請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 1 6】**

支払い側コンピュータシステムが、前記 1 つ以上の支払い側コンピュータシステムからの前記選択された健康管理データの抽出の開始を要求する請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 1 7】**

医療検査の結果が、前記 1 つ以上の支払い側、前記健康管理提供者、別の健康管理提供者、患者および雇用主を含む群から選択された少なくとも 1 つの受信者に送信される請求項 8 に記載のシステム。

**【請求項 1 8】**

医療監査システムをさらに備え、前記規則エンジンは、専門家を照会し、医療介護提供者、患者、雇用主、または 1 つ以上の支払い側である前記加入者コンピュータシステムへ照会を送信するように構成されている請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 1 9】**

医療介護提供者、患者、雇用主、または支払い側である前記加入者コンピュータシステムへの照会の決定を送信することを含む医療手続照会を実行する処理を含んだ医療監査システムをさらに備える請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 2 0】**

前記正規化データから医療健康記録を作成できる請求項 1 に記載のシステム。